

後期高齢者医療に加入しない65～74歳の障がい者への 障害者医療費助成制度の適用

(2009年10月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※後期高齢者医療に加入しない65～74歳の障がい者へ、障害者医療費助成制度を適用している市町村はなかった。
 ※障害者医療費助成制度は愛知県の制度として実施されており、「県の動向を見守りたい・見極めたい」とする回答が多かった。

| 市町村名 | 助成制度の適用 | | | 文書回答 |
|--------|---------|-----|-------|--|
| | 適用 | 検討中 | していない | |
| 1 名古屋市 | | | ○ | <p>65歳以上で一定の障害のある方につきましては、従来から老人保険制度の対象とされおり、この考え方は後期高齢者医療制度にも引き継がれたところですが。</p> <p>本市では、老人保健制度と同様に後期高齢者医療制度におきましても窓口における一部負担金が無料となるよう、後期高齢者医療制度に加入していただいた上で、福祉給付金制度による助成を実施しています。</p> <p>福祉医療制度は、県及び市が地方単独事業として独自の財源を投入して実施しており、国の医療保険制度を活用した上でなお負担がある場合に行うという趣旨に基づくものですのでご理解ください。</p> <p>なお福祉給付金制度の対象者となる方につきましては、身体障害者では3級までの方、知的障害者ではIQ50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方、寝たきりの方や認知症の方も対象とし、また助成内容につきまして全診療科について助成しているところであり、助成の対象の範囲や内容は全国トップクラスであると考えております。</p> |
| 2 豊橋市 | | | ○ | <p>障害者医療費助成制度は、県全体の事業となりますので、本市独自での適用範囲の拡大は困難であると考えております。</p> |
| 3 岡崎市 | | | ○ | <p>県の動向を見守っていきたいと考えます。</p> |
| 4 一宮市 | | | ○ | <p>障害者医療費助成制度は、県の補助対象事業であります。後期高齢者医療制度も今後国会にて見直しを検討されていくと思っておりますので、その動向を見守りたいと思っておりますので、ご理解ください。</p> |
| 5 瀬戸市 | | | ○ | <p>県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。</p> |
| 6 半田市 | | | ○ | <p>医療保険制度に加入し、保険料を納めている方の自己負担分を補助するという基本的考え方のもと、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成を行います。</p> |
| 7 春日井市 | | | ○ | <p>今後の県の動向や各市町村の動向を注視していきます。</p> |
| 8 豊川市 | | | ○ | <p>本市の障害者医療費支給条例では、従来、老人保健法に伴う受給資格者は、福祉給付金制度による助成を受けられる対象者として適用除外としていました。これを受け、2008年4月から開始された後期高齢者医療制度による被保険者についても、後期高齢者福祉医療給付制度により助成を受けられることから同様に適用除外としているものです。</p> |
| 9 津島市 | | | ○ | <p>県の助成基準に沿って対応します。</p> |
| 10 碧南市 | | | ○ | <p>県の福祉医療制度に合わせた適用とします。</p> |
| 11 刈谷市 | | | ○ | <p>後期高齢者医療制度に加入しないと、県補助の対象とならないため、市単独では財政的に大きな負担になると認識しており、県の動向を踏まえながら近隣市と協調してまいりたいと考えています。</p> |
| 12 豊田市 | | | ○ | <p>※文書回答なし</p> |
| 13 安城市 | | | ○ | <p>県の動向を見極めたい。</p> |
| 14 西尾市 | | | ○ | <p>愛知県の動向を見守りたいと考えております。</p> |
| 15 蒲郡市 | | | ○ | <p>愛知県補助金要綱が、65歳～74歳の障がい者を適用除外しており、県に準じて市条例も適用除外としています。</p> |

| 市町村名 | 助成制度の適用 | | | 文書回答 |
|----------|---------|-----|-------|---|
| | あり | 検討中 | していない | |
| 16 犬山市 | | | ○ | 愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。 |
| 17 常滑市 | | | ○ | 県の補助事業でもあり、県の動向を見守りたい。 |
| 18 江南市 | | | ○ | 市独自の対応は困難です。 |
| 19 小牧市 | | | ○ | 後期高齢者福祉医療費給付制度は、国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えます。 |
| 20 稲沢市 | | | ○ | 障がい者医療制度は、愛知県の助成基準に沿って対応しており、今後も同様に実施するもので、ご指摘の障害者の適用は考えておりません。 |
| 21 新城市 | | | ○ | 現在は考えておりません。 |
| 22 東海市 | | | ○ | 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項の規定の適用を受けるため、現在のところは障害者医療費助成対象者には該当しません。 |
| 23 大府市 | | | ○ | 65歳以上の方の障害者医療費助成については、県内統一で適用していません。大府市独自での適用は考えておりません。 |
| 24 知多市 | | | ○ | 今後検討していきます。 |
| 25 知立市 | | | ○ | 県の補助制度を見ながら、財政状況や他市の状況を参考にして検討したいと思います。 |
| 26 尾張旭市 | | | ○ | 愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、当市としても十分に理解できるところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提としたその他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただけない部分もあろうかとの観点から、昨年、当市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。 |
| 27 高浜市 | | | ○ | 適用する考えはありません。 |
| 28 岩倉市 | | | ○ | 県の障害者医療費助成制度を基本として実施していきたいと考えております。 |
| 29 豊明市 | | | ○ | ※未回答 |
| 30 日進市 | | | ○ | 適用については考えておりません。 |
| 31 田原市 | | | ○ | 県補助制度、県下自治体の今後の動向を見ながら対応していきたいと考えています。 |
| 32 愛西市 | | | ○ | 考えておりません。 |
| 33 清須市 | | | ○ | 財源的なこともあり、県制度で実施したいと考えています。 |
| 34 北名古屋市 | | | ○ | 愛知県後期高齢者医療連合会の運営に基づき、助成適用の対象外としています。 |
| 35 弥富市 | | | ○ | 法律では、後期高齢者医療制度の加入については、65歳から74歳までの方は、選択できることになっていますが、現在の状況は医療費の自己負担分と後期高齢者医療保険料とを比較した結果、その選択する余地を無くしています。このことは、県全体が考えていかなければならない問題と考えています。 |
| 36 東郷町 | | | ○ | 愛知県の補助制度に合わせて行っておりますので、現在のところ助成制度については財政的な問題もあり考えておりません。 |
| 37 長久手町 | | | ○ | 愛知県の基準のとおりとします。 |
| 38 豊山町 | | | ○ | 65～74歳の障害者は条例上、障害者医療費助成制度の適用除外となっておりますので、この制度を適用することはできません。 |
| 39 春日町 | | | ○ | ※文書回答依頼せず |
| 40 大口町 | | | ○ | 制度の適用は考えておりません。 |

| 市町村名 | 助成制度の適用 | | | 文書回答 |
|---------|---------|-----|-------|---|
| | あり | 検討中 | していない | |
| 41 扶桑町 | | | ○ | 県の制度に沿って実施しており、県が障害者医療費助成制度を適用するように変更した場合には同様に適用したいと考えています。 |
| 42 七宝町 | | | ○ | 広域で統一した行動を取っていきますので、七宝町単独の行動はできません。 |
| 43 美和町 | | | ○ | 美和町としては、愛知県制度で実施していきます。 |
| 44 甚目寺町 | | | ○ | 県と同様な対応をしていきます。 |
| 45 大治町 | | | ○ | 県の補助対象外となり、財源の問題もあり、適用は考えていない。 |
| 46 蟹江町 | | | ○ | 現行通りとします。 |
| 47 飛島村 | | | ○ | 県の動向を見ながら福祉医療の充実を図っていきたい。 |
| 48 阿久比町 | | | ○ | 本町は、愛知県に準じています。 |
| 49 東浦町 | | | ○ | 現状、愛知県では65歳から74歳で長寿医療制度の対象となる障がいを持っている方については、長寿医療制度に加入した場合に助成対象となります。後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者を町単独事業として助成することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われれます。 |
| 50 南知多町 | | | ○ | 愛知県の福祉医療制度に則り、医療費の一部負担金の支給を行います。 |
| 51 美浜町 | | | ○ | 適用していません。県に対して意見書は出しています。 |
| 52 武豊町 | | | ○ | 現行制度で実施してまいります。 |
| 53 一色町 | | | ○ | 町としては県制度に準じて考えていく。 |
| 54 吉良町 | | | ○ | 障害者医療費助成は、県の2分の1補助を受けて実施していますので、県制度に準じて助成します。 |
| 55 幡豆町 | | | ○ | 愛知県の後期高齢者福祉医療制度に準じて対応しておりますので、当面適用の予定はありません。 |
| 56 幸田町 | | | ○ | この制度は、愛知県全体の制度であり、県の制度に合わせて実施していきます。 |
| 57 三好町 | | | ○ | ※文書回答なし |
| 58 設楽町 | | | ○ | 県制度に基づき、後期高齢者医療制度の加入者について助成制度を適用する。 |
| 59 東栄町 | | | ○ | 愛知県の要綱に基づいて実施しているため、独自の対応は今のところ考慮しない。 |
| 60 豊根村 | | | ○ | 本村の65～74歳の障がい者のかたは、全員後期高齢者医療に加入しております。 |
| 61 小坂井町 | | | ○ | 現在の財政状況では、大変困難です。 |